

令和4年1月31日
総務部職員厚生課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

職員の育児と仕事の両立を支援する観点から、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について定めるとともに、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員。以下同じ。）における育児休業の取得要件を緩和する必要があるため、条例の一部改正する。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が6月以上」とする要件を廃止する。
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」及び「勤務環境の整備に関する措置」について定める。
- (3) 改正後の職員の育児休業等に関する条例により、育児休業の取得要件を満たす非常勤職員は、育児休業の承認の請求を、令和4年4月1日前においても行うことができる旨を定める。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

- (1) 令和4年4月1日
- (2) 令和4年4月1日
- (3) 改正条例の公布の日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> 勤務日の日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育</p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が6月以上である非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ)</u> 勤務日の日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育</p>

改正後	改正前
<p>児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</u></p> <p>第17条の2 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p>	<p>児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号に掲げる非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(施行前の準備)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第2条第3号アに掲げる非常勤職員は、育児休業の承認の請求をこの条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>